

「I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：就実大学薬学部

改善報告書提出日：平成 28 年 3 月 23 日

評価実施年度：平成 26 年度

平成 28 年 10 月 11 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

但し書き

実務実習事前学習の成績評価に薬学共用試験の結果を加味することは不適切であり、早急な改善が必要であることから、その対応状況に関する報告書を改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

中項目 5 実務実習

(2) 指摘された『基準』の番号および指摘事項

【基準 5-1-1】

実務実習事前学習の成績評価に薬学共用試験の結果を加味することは不適切であり、早急な改善が必要である。

(3) 本評価時の状況

【基準 5-1-1】の本評価時の状況は、「就実大学薬学部 SYLLABUS 2014」213 ページに「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実習態度(50%)、レポート(20%)、実習試験(30%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講(24 コマ程度)するので必ず出席すること。この実習は実務実習に赴くために必要な共用試験の合格を前提とする。4年次後期に実施される共用試験の結果を加味して実習単位を認定する。」と記述しており、「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していた(資料1)。

(4) 本評価後の改善状況

【基準 5-1-1】の改善状況

「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していることは不適切であるとの指摘を受けて、「就実大学薬学部 SYLLABUS 2015」220 ページに「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実務試験(50%)、筆記試験(50%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講(24 コマ程度)するので必ず出席すること。」とし、成績評価に薬学共用試験の結果を加味することを除いた(資料2)。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

【基準 5-1-1】:

- 就実大学薬学部 SYLLABUS 2014 213 ページ(資料1)
- 就実大学薬学部 SYLLABUS 2015 220 ページ(資料2)

検討所見記入欄

「実務実習事前学習」の単位認定に関わる成績評価に薬学共用試験の結果を加味していることは不適切であるので、「実務実習事前学習」の成績評価方法を改訂することが必要である。」との但し書きに関して、改善報告書では就実大学薬学部のシラバス 2015 において、「実務実習事前学習」の〔成績評価の方法〕として「実務試験(50%)、筆記試験(50%)を総合して評価する。実務実習事前学習関連講義を開講(24 コマ程度)するので必ず出席すること。」と改定し、成績評価に薬学共用試験の結果を加味することを除いたとある(資料1、2)。

これは本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。